

## 5. 「若者条例」の策定について

(1) 提案の「条例」に若者議会、子ども議会を位置づけて、「こども・若者条例」としてはどうか

### 【答弁】

5. 「若者条例」の策定についての(1)についてお答えします。

愛知県新城市では、平成27年度に全国初で若者条例を制定、若者議会を設置されています。

新城市の若者条例は、新城市において16歳から29歳までの若者の意見を取り入れ、市の政策に発展させるためのものであり、若者議会は、選挙で選ばれた議員の議会ではなく、市長の諮問機関として機能しているとのことであります。

また、条例では若者が活躍するまちの形成の推進に資すると認められるものに対しては、必要な予算措置を講ずると規定されております。

新城市の若者議会から提案された事例の一つとして、図書館のリノベーション事業というものがあります。これは図書館の郷土資料室を勉強スペースに変更するというアイデアで、郷土資料室の利用が少ないこと、また、テスト前になると図書館を利用したいという学生で混みあうといった理由によるものです。

若者議会から出た政策提案は、市長に答申され、こういったリノベーション事業のようなハード事業からソフト事業まで、ほぼそのまま予算化されているとのことです。

若者条例につきましては、本市としましては、新城市の条例をモデルとするとともに、ワークショップ形式による未来の富田林をあなたと描く市民会議、Miratonと、きらめき創造館・トピックに若者の意見を積極的に取り入れることを目的に設置した青少年委員会とを機能的に連携させることなどにより、若者の考え方も取り入れながら、条例の策定に向けて取り組んでまいります。

ご質問の、同条例に若者議会、子ども議会に位置付けて「こども・若者条例」としては、という件につきましては、条例内で両議会の定義と関係を明確化して位置付けていくことも一つの意義のある手法ではないかと思われまます。

本市で開催している子ども議会につきましては、小学生が対象であり、子どもたちが議場で発言するなどの体験をすることにより、議会をより身近なものとして感じてもらうことを目的としております。この子ども議会を経験した小学生たちが数年後にさらにその経験を生かしてステップアップし、市長の諮問機関としての性質を持つ若者議会に参画して、若者の意見や考え方を市の施策に反映させていくことができれば、相乗効果を生み出すことにもつながると考えますことから、本条例の策定につきましては、様々な視点からより効果的なものとなるよう、取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。